

## 02.24

### 代理人の選任届等について

1. 手続をした者又は特許権者（以下、「本人」という。）が代理人を選任した場合又は代理人を変更した場合においては、選任した代理人の代理権を証明する書面（委任状については、その写しを含む。以下同じ。）を添付した代理人選任届等を提出しなければならない（特施規9条の2<sup>\*1</sup>、4条の3第2項<sup>\*1</sup>）。

なお、意見書等中間書類（出願人名義変更届（承継人が手続を行う場合に限る。）及び受継申立書を除く。）に代理権を証明する書面（出願及び特許権に関する一切の件を委任した旨の記載ある場合を含む。）のみを添付して、その代理人により手続がなされた場合は、代理人選任届等の提出がなくても当該中間手続（同一事件において当該中間手続と同時に他の中間手続がなされている場合には、その中間手続を含む。）に関する限りの代理権があるものとして取り扱うこととなるため（特施規4条の3第3項<sup>\*2</sup>）、その後その代理人が当該事件に関する手続を受任する場合は、代理権を証明する書面を添付した代理人選任届等を提出しなければならない（特施規9条の2<sup>\*1</sup>）（ただし、登録の申請については、手続の正確性確保等の観点から、申請ごとに代理権を証明する書面が必要である。）。

また、代理人選任届等に添付する証明書は、先に提出した証明書の内容が特定の間接手続にのみ限定したものでなく、内容に変更がない場合には、当該届出においてその旨を申し出て（援用の表示をして）当該証明書の提出を省略することができる（特施規10条<sup>\*1</sup>）。

2. 代理人が他の代理人の代理権の消滅を届け出る場合の取扱い

本人に代わり、新たに選任された又は既に選任の届け出がされた代理人が他の代理人の代理権の消滅を届け出る場合は、当該届出の記載事項のみでは、本人による当該代理人の代理権を消滅させる意思が明らかとはいえないため、手続の安全性の確保の観点から、解任された代理人の代理権の消滅に関する本人の意思を証明する書面（その写しを含む。）の提出を求める。

（改訂令和4・10）

<sup>\*1</sup> 特施規4条の3第2項、9条の2、10条：実施規23条1項、意施規19条1項、商施規22条1項において準用

<sup>\*2</sup> 特施規4条の3第3項：実施規23条1項、意施規19条1項、商施規22条1項、特登施規13条の5において準用